

平成24年度第4回四街道市情報公開・個人情報保護審査会会議録（会議概要）

日 時 平成24年9月18日（火）午前9時50分～午後0時2分  
場 所 四街道市役所 こども保育課2階 会議室  
出席者 出席委員：酒井会長、青柳副会長、堀籠委員、木谷委員、荒木委員  
欠席委員：なし  
事務局：林総務課長、遠藤副主査  
異議申立人：  
実施機関：長谷学務課長、石田主幹  
麻生総務部長：議事（2）イのみ出席  
公開・非公開の別 一部公開（四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第4項の規定による）

傍聴人 0人

会議次第

- （1） 会長あいさつ
- （2） 議 事
  - ア 不服申立てについて
    - （ア） 異議申立人による説明及び質疑応答
    - （イ） 実施機関による説明及び質疑応答
  - イ 本人以外からの個人情報の収集について（答申）
- （3） その他

会議の内容

事務局：ただ今より、平成24年度第4回四街道市情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。今回の審査会の内容につきましては、1点目に異議申立人による説明及び質疑応答を午前10時から予定しております。2点目に実施機関による説明及び質疑応答を午前11時から予定しております。3点目として本人以外からの個人情報の収集の答申を予定しております。最後にその他といたしまして、次回の日程調整を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

～会議資料確認～

事務局：それでは始めに酒井会長よりご挨拶を頂戴いたします。よろしくお願いいたします。

～会長あいさつ～

事務局：ありがとうございました。

それでは、会長、会議次第の（２）から議事進行をお願いいたします。

酒井会長：それでは、皆さんのご協力の程、よろしくお願いいたします。ただ今出席委員は５名です。四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第５条第２項の規定により、出席者が全員でございますので、会議は成立いたします。また、会議の公開・非公開につきましては、四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第５条第４項の規定によりまして、（２）議事 ア 不服申立てについては非公開とさせていただきます、それ以外の内容については公開とさせていただきます。なお、会議次第（２）議事 イの際に傍聴人がいらっしゃった場合における会議資料の提供につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」の規定により、傍聴人の閲覧に供するものとしますが、このうち会議次第については配付するものといたします。なお、その他の資料（四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例、答申様式）についても、個人情報に関する資料ではなく、かつ、経費等の関係で配付することが困難である資料でもないため、傍聴人に配付することとしたいと存じますが、委員の皆様の見解をお伺いします。

委員全員：～特になし～

酒井会長：それでは、会議次第及び答申様式等の資料につきましては、傍聴人に配付することといたします。

次に、会議録における発言者名については、「審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準」の規定により、原則として明記することになっておりますので、本審査会においても、「不服申立て」における非公開の部分以外につきましては、発言者名を明記する取扱いとしたいと存じますが、委員の皆様の見解をお伺いします。

委員全員：～特になし～

酒井会長：それでは、非公開の部分以外につきましては、発言者名を明記いたします。

～これより非公開～

酒井会長：それでは、会議次第（２）議事 イ 本人以外からの個人情報の収集について（答申）に移りたいと思います。先日、委員の皆様には事務局より答申（案）を送付させていただいたところでございます。

今回の諮問の経緯をご説明いたしますと、前々回 7 月 17 日の審査会の際に実施機関（自治振興課）より「本人以外からの個人情報の収集について」の諮問が提出されました。実施機関（自治振興課）より、防犯カメラの設置に伴う個人情報の収集について及び今後のスケジュールの説明をしていただいた後、ご不明な点につきましては、委員の皆様より実施機関（自治振興課）に対し質疑がなされ、また、貴重なご意見等をいただきました。

その後、今回の個人情報の収集について、審査会といたしましては、四街道市個人情報保護条例第 7 条第 3 項第 9 号に規定をしている「公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ないと認められるとき」に該当すると判断をいたしました。なお、補足といたしまして、防犯カメラの設置場所について特定の個人が映らないように十分配慮すること、また、運用に当たり、個人情報保護の措置については十分にご配慮をいただくことを審査会として申し上げることいたしました。以上の内容を踏まえまして、すでに委員の皆様には答申（案）をご覧いただいているところですが、改めてご意見等があればお伺いをいたします。委員の皆様、何かございますでしょうか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：それでは委員の皆様よりご意見等が特になければ、この答申（案）で確定をいたします。原本を用意しますので、少々お待ちください。

～事務局で答申書（原本）の準備～

～総務部長入室～

～会長より総務部長に答申書送付～

～総務部長より御礼のあいさつ～

～総務部長退室～

酒井会長：それでは、次に、会議次第（3）その他ですが、次回の審査会の日程について決定したいと思います。

～日程調整～

酒井会長：次回の審査会につきましては、10月30日（火）午後2時から開催といたします。

なお、次回の会議につきましては、四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第4項の規定により、非公開とさせていただきます。

それでは他に、委員の皆さまより、何かございますか。

委員全員：～特になし～

酒井会長：以上で本日の審査会を終了いたします。

事務局：どうもありがとうございました。